

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案) に寄せられたパブリック・コメントの結果について

町では、地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）についてパブリック・コメント手続を実施したところ、次のような意見がありましたので公表します。

意見の募集期間	平成19年1月11日（木）から平成19年1月31日（水）まで
意見提出者数(件数)	2人（40件）
結果の閲覧場所	平成19年3月26日（月）から平成19年9月26日（水）まで 閲覧できます。 町政情報コーナー（役場本庁舎1階） 半原出張所 中津出張所 文化会館 ラビンプラザ レディースプラザ 町ホームページ
問い合わせ	担当課：民生部福祉課社会福祉総務班 住所：〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話：046-285-2111 内線（3378） ファックス：046-286-5021 電子メール：fukushi@town.aikawa.kanagawa.jp

意見の内訳

第1章 基本計画について	4件
第2章 計画の理念と視点について	1件
第4章 基本計画について	26件
第5章 計画の推進について	1件
その他について	8件
合計	40件

パブリック・コメント手続を踏まえた計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

<パブリック・コメントに対する町の考え方について>

第1章について（4件）

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
1	第2節 計画の性格・位置付けと特徴で、「先駆的」の言葉は不要では。	行政と社協が協働して計画を策定しているところは例が少ないため、このような表現を用いております。	なし
2	第2節 計画の性格・位置付けと特徴で、イメージ図がわかりにくい。	図は「計画の位置付け」の文章での説明を模式的に示したもので、町の「総合計画」を柱とし、個別分野における計画を図示した上で、個別計画の横断的取り組みとして地域福祉計画を位置付けているものであります。	なし
3	第4節 計画の策定過程で、地区ごとの目標像を次のページへ記載したほうが見やすい。	町民ワークショップでは、地域住民の視点から生活課題等を抽出し、それを解決するための方策、しくみなどの調査・研究を進め、「提言書」を取りまとめていただくとともに、地区の将来像を検討していただいたことから、続けて記載をしたものであります。計画書をより見やすくするため、「地区ごとの目標像」については、次のページから記載いたします。	P9「地区ごとの目標像」をP10から記載
4	第4節 計画の策定過程、社協の活動で、社協が「いきいきサロンをさらに整備し、集い・交流の居場所づくりを進めることを予定している」とありますが住民が運営しているいきいきサロンのことでしょうか。	いきいきサロンは、地域のボランティアの人たちが運営していますが、この活動については社会福祉協議会が支援、連携に努めているため、社会福祉協議会の活動として位置付けたものです。 今後とも、いきいきサロンの増設にむけ、取り組んでまいります。	なし

第2章について (1件)

NO	意見等(要旨)	町の考え方	修正箇所
1	第2節計画の基本的視点で、「お互いさま関係」と「専門家中心サービス」の融合とあるが、具体策はあるのか。また、公民の協働を定義して欲しい。	<p>地域には、住民、ボランティア、福祉サービス事業者などさまざまな活動主体が存在しています。また、行政や社協も地域におけるサービス提供者でもあります。こうしたことから、地域住民の参加と協力を得ながら、地域福祉の理念や情報を共有し、お互いが対等な立場で力を合わせ、「協働」して地域の実態に合ったまちづくりを推進していくことが重要と考えます。</p> <p>このような視点のもとで、具体的な取り組みを第4章の基本計画に掲げ、推進していくこととしています。</p>	なし

第4章について (26件)

NO	意見等(要旨)	町の考え方	修正箇所
1	第4章第1節1サービス利用者への支援で、成年後見制度の普及とありますが、この制度を利用する手続きの面倒さと高額な費用が掛かることに関して町からの支援が必要ではないかと思えます。	<p>町では身寄りのない高齢者や障害者を対象に、成年後見制度の助成を行っております。</p> <p>また、社会福祉協議会では、権利擁護事業として愛川あんしんセンターで情報提供や相談活動の充実に努めております。</p>	なし
2	第4章第1節1サービス利用者への支援、取り組みの方向で、「愛川あんしんセンターの普及・啓発に努めます。」とあるが事業内容を記載した方がわかりやすいのでは。	<p>愛川あんしんセンターについては、第1節1サービス利用者への支援の現状と課題で「所管事業において、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者を対象に、専門員の作成する支援計画に基づいて生活支援員による福祉サービスの利用や日常的金銭管理などの援助を行っております」と事業内容を記述しているため、取り組みの方向では、「愛川あんしんセンターの普及・啓発に努めます」としております。</p>	なし
3	第4章第1節1サービス利用者への支援、町民にできることで、「権利擁護意識の高揚を図りましょう」を「お互いに人権を大切にしましょう」のほうが望ましいのでは。	<p>福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要であることから、権利擁護に関わる制度の充実とあわせて普及を図るため、このような記述にしております。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
4	<p>第4章第1節2サービスの質の確保で、町は「新たな福祉ニーズに対するサービスの開拓に努める」とありますが、現在のニーズに対するサービス開拓も実現してください。現在、知的障害者の移動介助事業所が町にはありません。夜間や休日にも利用できる事業所を1件でも登録させてください。</p> <p>また、検証、評価は誰が行うのかをおもな施策・事業で示してほしい。</p>	<p>知的障害者の移動介助事業所の登録等については、障害者分野のサービスを支援する障害者福祉計画と連携し、具体的な事業の推進に努めてまいります。</p> <p>また、検証、評価については、5章「計画の推進」で「福祉のまちづくり推進協議会」などを中核とするネットワーク体制の中で行ってまいります。</p>	なし
5	<p>第4章第1節2サービスの質の確保で、社協は「良質なサービスの提供に努めると」あるが、ニーズにあったサービスをお願いします。移動介助サービスを是非実施してください。</p>	<p>社会福祉協議会が提供する具体的なサービスについては、今後作成する「発展計画」のなかで検討してまいります。</p>	なし
6	<p>第4章第1節2サービスの質の確保、町民にできることで「利用者の視点でサービス評価へ参画していきましょう」とあるが、その方法を示したほうがいいのでは。</p>	<p>本計画では、3つの基本目標を定め、行政、社協、地域住民のそれぞれの立場において、協力すべきことや自主的に取り組むべきことなどを、役割分担や連携といった視点も含め、町民ワークショップや地域福祉懇談会、福祉のまちづくり推進協議会などでの意見交換などを踏まえ、地域福祉推進のための主な施策・事業を項目ごとに取りまとめたものです。</p> <p>したがって、今後の計画推進では、福祉のまちづくり推進協議会などを中核に公民協働で取り組んでまいります。</p>	なし
7	<p>第4章第1節4福祉人材の育成で、町民にできることがないのはなぜか。</p>	<p>ここでは、主に福祉に関する「専門的人材」の育成について記載していることから、町が主体となって担うべきものとして取り組むこととしています。</p>	なし
8	<p>第4章第1節5生活支援の充実で、社協は「交通遺児世帯に対し支援を行う」とありますが、奨学金制度はないのでしょうか。</p>	<p>社会福祉協議会では、交通遺児援護事業として見舞金や遺児が小中学校入学や中学高校卒業などの際に、激励金を支給しております。</p> <p>なお、奨学金につきましては、交通遺児に限ったものではありませんが、町では高校生を対象としたものや独立行政法人日本学生支援機構の奨学金などがあります。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
9	第4章第2節1福祉意識の醸成で、「地域での世代間交流や障害のある人との交流を推進します」に外国籍の人との交流を入れた方がよいのでは？	本計画は、基本理念で地域に住む小さな子どもから高齢者まで、国籍を越えて外国籍の人も含めた、すべての人が参加して進められるのが最も望ましい姿としております。したがって、「地域での世代間交流や障害のある人」には外国籍の人も含まれております。	なし
10	第4章第2節1福祉意識の醸成で、社協は仮称「福祉教育連絡協議会」を設置し、町内学校共通の教育プログラムを組んでください。又、そのプログラムは人との関わりを中心に据えることが望ましいと思います。	社会福祉協議会では仮称「福祉教育連絡協議会」の設置を検討してまいりますが、具体的には、今後策定する社協の「発展計画」の中で検討してまいります。	なし
11	第4章第2節1福祉意識の醸成で「ふれあい広場」は障害者や外国籍者も主体的に関われるものにしていただきたいと思えます。	「ふれあい広場」については、誰もがぬくもりと生きがいを見いだせる福祉のまちづくりを目指して社会福祉協議会が毎年実施しておりますが、引き続き、事業目的に沿った内容の充実に努めてまいります。	なし
12	第4章第2節1福祉意識の醸成、町民にできることで「学校での福祉教育の経験を活かし」とあるが、住民が学校教育の中で福祉教育を受けてきているでしょうか。	福祉教育は、福祉の心を育てる教育で、学校では、いつの時代においても、差別しない心、互いに助けあう心を育む教育が行われています。	なし
13	第4章第2節2地域における支えあい活動の促進で、「いきいきサロンの設置エリア拡大に努めます」とありますが、設置する場所の提供という支援が必要だと思います。いろいろな地域で場所の提供や費用の助成があればと願います。	地域住民が気軽に参加し、情報の交換や相談などができる場として、いきいきサロンは小地域福祉活動の1つとして重要なものと考えています。今後、活動の輪が広がるよう、社会福祉協議会では支援、連携に努めてまいります。	なし
14	第2節2地域における支えあい活動の促進、取り組みの方向 地域の見守り活動の推進で、「認知症の高齢者」とありますが、認知症は高齢とは限りません。支援を必要とする人々でいいのでは？	ここでは、「ひとり暮らしや認知症の高齢者など」と記述しており、支援・見守りの必要な方の例示として高齢者としておりますが、ひとり暮らしや認知症の方が高齢者だけとは限定していません。	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
15	第4章第2節2地域における支えあい活動の促進町民にできることで、「小地域福祉活動」とあるが、いきいきサロンを指すのであれば統一したほうがいいのでは。	<p>地域の人たちが地域の福祉課題を自らの問題としてとらえ、共に学び、考え、行動する、そんな活動を小地域福祉活動と呼んでいます。</p> <p>したがって、いきいきサロンは、ボランティアグループにおける活動例の1つでありますが、地域の見守り活動や高齢者と子どもの交流事業なども小地域福祉活動であることから、いきいきサロンだけを指しているものではありません。</p>	なし
16	第4章第2節3ボランティアNPO活動の推進、町民活動サポートセンターのところで「福祉以外」とあるが、2行目「福祉を含め」と整合していない。サポートセンターとボランティアセンターの位置付けは。	<p>一般的に町民から福祉を含め各種ボランティア活動についての活動拠点などの整備の期待が寄せられていたことから「福祉を含め」としております。また、「福祉以外」としているのは、町民活動サポートセンターが福祉以外のボランティア団体にとって情報提供、交流の場ができるという意味からこのように使い分けております。</p> <p>しかしながら、誤解が生じる恐れもあることから、取り組みの方向 町民活動サポートセンターの「福祉以外」を削除いたします。</p> <p>また、サポートセンターとボランティアセンターの位置付けにつきましては、共に連携しながら住民活動などの環境整備に努めていくものであります。</p>	P46 取り組みの方向 町民活動サポートセンターの充実の「福祉以外の」記述を削除します。
17	第4章第2節4自治会・町内会の活動強化で、「お互いさまの関係づくりを促進します」とあるが、町はそのため積極的に自治会加入を促進するべきでは。	<p>町では自治会加入の促進のため、転入者に対して、その手続きの際に住民課窓口において「自治会に加入」のチラシを配付しているほか、広報誌やホームページでも自治会加入を随時実施しておりますが、お互いさまの関係づくりを促進するためにも、自治会加入は重要な要素と認識していることから、今後とも加入の促進に努めてまいります。</p>	なし
18	第4章第2節5地域ネットワークの構築で、「地域福祉コーディネーターの養成を推進」とあるが具体的に。	<p>地域福祉コーディネーターの養成につきましては、町社協・県社協などと連携を図りながら取り組んでまいります。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
19	<p>第4章第3節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり1 情報提供の充実で、情報提供の方法ですが、視力が衰えてきた人や知的障害者向けの情報提供のあり方を開発してください。電話による分かりやすい情報提供など出来ないでしょうか？</p>	<p>情報提供の充実については、だれもが安心していきいきと地域で暮らしていくために重要なものと考えており、障害者分野のサービス支援策を推進する障害者福祉計画と連携し、取り組んでまいります。</p>	なし
20	<p>第4章第3節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり1 情報提供の充実おもな施策・事業で、社協は障害者・高齢者向けIT利用環境作りとありますが、今後非常に重要になってくると思います。長期的な視点から取り入れてほしいと思います。</p>	<p>本計画は、町社会福祉協議会が地域福祉を推し進めるための方策・方向と住民活動の指針を示す「地域福祉活動計画」と行政の「地域福祉計画」とを一体的に策定しており、長期的な視点のもとで、IT利用環境作りも取り組みを進めてまいります。</p>	なし
21	<p>第4章第3節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり2 相談支援体制の充実、取り組みの方向「地域活動支援センターの設置検討」とありますが、是非早期に実現させてください。また、設置目標年数や名称を検討すべきです。</p>	<p>障害のある人の自立や社会参加を支援するため、地域活動支援センターの設置を検討し、身近な地域での問題や課題を解決する相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>具体的な設置目標年数、名称は、障害者分野のサービス支援策を推進する障害者福祉計画と連携し、検討を進めてまいります。</p>	なし
22	<p>第4章第3節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり3 福祉のまちづくりの現状と課題で、「町営住宅ストック総合活用計画」という言葉の内容が全く分かりません。また、障害者向け町営住宅施策の推進では、利便性の良いところへお願いします。</p>	<p>町営住宅ストック総合活用計画は、既存の町営住宅の現状を把握、整理し、総合的に活用するための計画です。用語説明については、比較的難解な言葉を中心に記載したことを、ご理解いただければと思います。</p> <p>また、障害者向け町営住宅の施策につきましては、障害者分野のサービス支援策を推進する障害者福祉計画と連携し、取り組んでまいります。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
2 3	<p>第 4 章第 3 節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり 3 福祉のまちづくりのおもな施策事業で、「バリアフリーの推進」では視覚障害者が一人で安心して歩けるように音声信号の設置を働きかけてください。交通の激しくない交差点では音声信号がないと全く分かりません。「外出支援ボランティアの支援」「移送サービスの充実」「グループホーム・ケアハウスを設置運営する民間事業者の支援」とありますが、具体的内容を書いてください。</p>	<p>バリアフリーの推進や外出支援ボランティアの支援などは、地域で障害者や高齢者など、誰もが安心して生き生きと暮らし生活できるためには重要なものであります。</p> <p>具体的な内容については、障害者分野のサービス支援策を推進する障害者福祉計画と連携し、取り組んでまいります。</p>	なし
2 4	<p>第 4 章第 3 節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり 3 福祉のまちづくりで、イメージ図がわからない。</p>	<p>このイメージ図は、「バリアフリー」から、より大きな視点の、バリア（障壁）をつくらないという「ユニバーサルデザイン」へと広がっていくイメージを、模式的に示したものであります。</p>	なし
2 5	<p>第 4 章第 3 節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり 3 福祉のまちづくり、取り組みの方向誰もが外出しやすくみづくりの推進で、「外出支援ボランティアの養成」は具体的に何をするのか。また「移送サービスの充実」は町直営で行うのか。</p>	<p>外出支援ボランティアの養成については、主な施策・事業で、町、社協、町民にできることに記載してありますが、今後、計画推進で、福祉のまちづくり推進協議会などを中核に公民協働で取り組んでまいります。</p> <p>また、移送サービス事業については、町が社会福祉協議会に委託して実施しているものであります。</p>	なし
2 6	<p>第 4 章第 3 節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり 4 安心して子育てできるまちづくりのおもな施策・事業で、町の「放課後児童クラブの充実」は大切なことと思えます。養護学校通学者の受け入れは行われているのでしょうか、お尋ねします。行われていないのであれば、是非受け入れをしていただきたいと思います。</p>	<p>放課後児童クラブにおける障害のある児童の受け入れについては、児童の障害の程度や各児童クラブの定員、指導員の状況を総合的に判断し、個別に対応してまいります。</p>	なし

第5章について（1件）

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
1	計画の進捗状況の検証や評価をするとともに組織は作らないのか。	検証、評価については、5章「計画の推進」に掲げましたとおり、「福祉のまちづくり推進協議会」などを中核とするネットワーク体制の中で行ってまいります。	なし

その他（8件）

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
1	福祉関係の用語に注がつけられている言葉とない言葉があります。一般人に正しく理解されているとは限らないので、全てに注をつけた方がよいと感じます。 また、欄外の用語説明について内容、配置について精査してほしい。	計画策定にあたっては、なるべく簡易な用語を使用することを心がけましたが、すべての福祉関係の用語に説明を付けると計画書がかえって読みにくくなってしまふことが懸念されます。 したがって、用語説明では比較的難解な言葉を中心に記載したことを、ご理解いただければと思います。 また、用語説明では、その言葉のもつ意味を解りやすくするため表記するとともに、1つの項目の末尾に用語解説を配置することで統一しております。	なし
2	三障害者の人々が自立生活を送れるよう、就労支援に関して具体策を示してください行政と民間が協働して雇用に向けての対策検討会を立ち上げるとか、働ける場を開拓するとか、障害者対策は保護から自立への施策をお願いします。	町では、地元企業等に対し、障害者雇用について働きかけを行っており、今後とも関係機関と協力し、雇用拡大に努めてまいります。	なし
3	身体障害者用の町営住宅がありますが、坂の上の交通不便な場所で、障害者が外出しやすいよう、交通の利便性も考えてください。 又、知的障害者のグループホーム・ケアホームで町には男性用グループホームが1棟あるだけで、多くの知的障害者は親の高齢化に伴って入所施設に入らざるを得ない状況です。住んでいる地域で暮らせるよう、グループホームの設置を町が援助して積極的に進めていただきたい。	障害者や高齢者などの外出支援やグループホームへの支援は、第4章第3節みんなが安心して地域で暮らせるまちづくり3福祉のまちづくりで、誰もが外出しやすいしくみづくりや多様な住まいの提供を掲げ、推進してまいります。 また、具体的な障害者福祉サービスの支援策については、障害者福祉計画と連携し取り組んでまいります。	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
4	<p>障害程度の軽い人は、現在の障害者自立支援法による援助だけでは親亡き後自分の住んでいる家で一人暮らしすることは不可能に近いと思います。どんなボランティアがいれば地域生活が持続できるか分析し、見守りボランティア・買い物同行ボランティア・外出援助ボランティア・相談や話し相手ボランティアなどの養成を積極的にしていただきたいと切実に願います。お金をかけない方策を官民協働で生み出してください。</p>	<p>ボランティア活動の推進は、今後の地域福祉の推進では、非常に重要なものと考えております。</p> <p>計画でも第4章第2節3 ボランティア、NPO 活動の推進で、町、社協、町民の連携、協働により、そうした仕組み作りに取り組んでまいります。</p>	なし
5	<p>病院閉鎖は、健康に不安を持つ高齢者・足腰が弱く自前の移動手段を持たない人にとって一次・二次救急受け入れ、入院施設、介護保険によるヘルパー派遣がなくなることに大きな不安を感じている。このような人々は外に向かって不安を訴える手段も分からず、愚痴をこぼすだけに留まっています。これらの弱い人々の声を聞き、汲み上げていく機会を定期的に設けることが必要だと思います。（町長との話し合いなどの大きな集まりには出て行けない人々）医療施設に関しては町民から信頼される家庭医的存在の病院が望ましく、高度医療は他の医療機関との連携の下に紹介してもらえることが望まれます。</p>	<p>弱い人々の声を聞き、汲み上げていく機会についてですが、本計画第4章第2節2 地域における支えあい活動の促進や第4章第3節2 相談支援体制の充実などを促進していくことが重要と考えております。したがって、今後の計画推進の中で、町、社協、町民の連携、協働によりそうした仕組み作りのために、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、医療施設の充実につきましては、地域福祉計画・地域福祉活動計画の上位計画である町総合計画に基づき、より質の高い安心できる医療サービスが提供されるよう各種施策に取り組んでまいります。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
6	<p>虚弱老人や知的障害者の集まる場として、いきいきサロンの充実や成年学級が挙げられていますが、現状は月1回程度の開催が多いと思います。仲間と外出するという行為が不可能な若い知的障害者にとってこの回数は悲しいばかりのものだと感じます。継続的な健康維持や楽しみやスキルアップの為に運動サークルやレクリエーショングループなど既存のグループへ共生の精神で是非誘ってください。高齢者や障害者がせめて週1回は家から出られるよう具体策をお願いします。</p>	<p>いきいきサロンなどの充実には、地域住民が気軽に参加し、情報の交換や相談などができる場として重要なものと考えます。今後、活動の輪が広がるよう、社会福祉協議会では支援、連携に努めてまいります。</p> <p>また、高齢者や障害者などの外出支援につきましては、第4章第3節3福祉のまちづくりに掲げているとおり、町、社協、町民の連携、協働によりそうした仕組み作りのために、取り組むとともに、障害者福祉計画や高齢者保健福祉計画などの個別計画との連携を図り、推進に努めてまいります。</p>	なし
7	<p>交通の利便性に関しては同時に出された町交通総合計画にも載っていますが、自動車や自転車を利用できない人への対策の創出をお願いします。バスの不便に加え、高運賃であることが外出の障害となっていますし、NPO法人の移送サービスを利用しても近場に行くだけで大きな支出となり、年金生活者にとっては手痛い支出です。神奈中のかなちゃん手形購入費用の町助成やNPOなど公益性の高い組織を利用する人への助成などにより、社会的弱者の外出を支援する対策をお願いします。</p>	<p>だれもが外出しやすいしくみづくりを推進していくことは重要な課題であることから、第4章第3節3福祉のまちづくりにおいて、町、社協、町民の連携、協働によりそうした仕組み作りのために、取り組んでいくこととしています。</p> <p>障害者福祉計画や高齢者保健福祉計画などの個別計画と連携を図り、外出支援策の推進に努めてまいります。</p>	なし

NO	意見等（要旨）	町の考え方	修正箇所
8	<p>小中学校で福祉教育が行われていると書かれています。社協が実施している夏休みなどの福祉体験のことでしょうか。特別支援学級の児童生徒が教科によっては親学級に来て学習を一緒にするという交流の機会や、12月の障害者の日に連動させて車椅子操作の学習とか、点字学習や手話学習などを行っている学校は知っていますし、小学4年生の国語の教科書に出てくる題材から点字を学ぶ学校もありますが、福祉教育はそれでよいのでしょうか。福祉教育の根本は、共に生き、育つのが当たり前であるという共生を体験することであり、分けられた人がある時間だけ受け入れることとは違いますし、ましてや福祉機材を使えるようになることではありません。外国籍の友達や身体障害や知的障害がある友達と共に学校生活を送ることではないでしょうか。彼等の生活全般を自然と理解すれば、手伝いが必要なことに自然と手が出るようになります。そういう仲間がいない場合には、車椅子を使っている人や聴覚、視覚に障害のある人、知的障害のある人に教育現場に来てもらって接することにより、彼等の生活や不便さを知ることが必要ではないでしょうか。利用者の見えない車椅子操作学習や点字学習は真の福祉教育とは言えないと思います。</p>	<p>学校では、学童・生徒のボランティア活動普及事業が実施されており、社協では、ボランティア体験学習に支援、協力を行っております。</p> <p>こうした活動を通して、差別しない心、互いに助けあう心を育む教育が行われているものと考えます。</p> <p>地域住民同士が年齢や障害の有無などにかかわらず手を差し伸べられる福祉の心、意識の醸成が重要でありますことから、第4章第2節1福祉意識の醸成に掲げているとおり、町、社協、町民の連携、協働により、そうした仕組み作りのために取り組んでまいります。</p>	なし